

○大蔵省告示第二百八十三号

日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第二十六条第一項の規定に基づき、日本政策投資銀行がその業務の一部を委託することができる金融機関を次のように指定し、平成十一年十月一日から適用する。

平成十一年九月三十日

大蔵大臣 宮澤 喜一

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- 三 商工組合中央金庫
- 四 信用金庫（環境事業団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十四号）第二条の規定による改正前の環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第六号に規定する資金の貸付けを委託する場合に限る。）
- 五 農林中央金庫（環境事業団法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の環境事業団法第十八条第一項第六号に規定する資金の貸付けを委託する場合に限る。）